

● 編集後記 ●

2020年夏号（118号）をお届けします。

◇ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

「新しい生活様式」の実践と引き続きの警戒により、新型コロナウイルス感染症が終息に向かっていくことを祈念いたします。

◇ 改正民法（債権法）が令和2年4月1日から施行されました。

当機構の電話相談にも、契約不適合責任の内容、賃貸借契約における個人連帯保証の極度額設定など、新しいルールの間合せが来ております。

極度額など不動産賃貸借については、第110回講演会「民法（債権法）改正と不動産賃貸借における契約書実務への影響」で、弁護士の江口先生に解説いただいております。

契約不適合責任の内容などについては、第111回講演会「民法改正も踏まえた媒介契約のポイント - 媒介契約に関する紛争と実務上の問題点 -」で、弁護士の岡本先生、宇仁先生に解説いただいております。

どちらも講演録を発行しておりますので、ご興味のある方は当機構までお申し込みください。

◇ 毎年発行している『不動産売買の手引』及び『住宅賃貸借（借家）契約の手引』を、改訂・発刊いたしました。一般消費者向けに分かりやすい内容になっており、改正民法（債権法）にも対応しています。詳細は、本紙報告をご覧ください。

◇ 『不動産取引紛争主要事例集』（平成21年度～平成30年度）を発刊いたしました。当機構では、毎年、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県から頂いた資料を基に、紛争の概要と処分等の概要について取りまとめておりますが、それらの過去10年分を分類・整理し、冊子として取りまとめました。詳細は、本紙報告をご覧ください。

◇ 今号の「最高裁主要判例解説」では、宅建業者の不正により損害を受けた買主が、監督権者である知事に対し、宅建業免許の付与及び監督処分不行使について、国家賠償法に基づき損害賠償請求した判例を解説しています。宅建業の監督権者の国賠法上の責任が争われた有名なリーディングケースですので、参考にしてください。

（鎌田）

令和2年7月17日 印刷  
令和2年8月7日 発行

発行 一般財団法人  
不動産適正取引推進機構  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21  
(第33森ビル3F)  
TEL 03(3435)8111(代)  
HP <https://www.retio.or.jp>

発行人 佐々木 一成  
編集責任者 藤川 眞行  
印刷 (株)加藤文明社

\*本誌の無断転載を禁じます。  
本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。